

自衛隊の統合教育訓練に関する訓令を次のように定める。

昭和61年 5月31日

防衛庁長官 加藤 紘一

### 自衛隊の統合教育訓練に関する訓令

改正 平成元年 3月 4日 庁訓第 6号  
平成18年 3月27日 庁訓第42号  
平成19年 1月 5日 庁訓第 1号  
平成20年 3月25日 省訓第12号  
平成28年 3月29日 省訓第28号  
平成30年 1月25日 省訓第 1号

#### 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 統合教育（第5条—第9条）
- 第3章 統合訓練（第10条—第16条）
- 第4章 雑則（第17条）

#### 附則

#### 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この訓令は、自衛隊における統合教育訓練に関し必要な事項を定めるものとする。

（統合教育訓練の意義）

**第2条** 統合教育訓練は、隊員に自衛隊の統合運用に関する知識及び技能を修得させるとともに、部隊等、統合幕僚監部（統合幕僚学校を除く。）及び情報本部を自衛隊の統合運用に関する部隊行動に習熟させ、もってその任務を完遂するに必要な能力の向上を図ることを目的とする教育訓練をいう。

（用語の意義）

**第3条** この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 部隊等 陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和38年陸上自衛隊訓令第10号。以下「陸自隊訓」という。）第2条第1号、海上自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和42年海上自衛隊訓令第4号。以下「海自隊訓」という。）第2条若しくは航空自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和41年航空自衛隊訓令第3号。以下「空自隊訓」という。）第2条に規定する部隊等、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第21条の2第1項の規定に基づき置かれた部隊又は同法第22条第2項の規定に基づき編成された特別の部隊をいう。
- （2） 各幕僚長等 陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長及び情報本部長をいう。

（統合教育訓練の区分）

**第4条** 統合教育訓練は、統合教育及び統合訓練に区分する。

（統合幕僚長の職責）

**第4条の2** 統合幕僚長は、防衛大臣の定める方針に基づき、自衛隊の統合教育訓練に関し、基本的な事項を指示し、所要の教育訓練を行う。

2 統合訓練については、統合幕僚長はその実施を監督する。

#### 第2章 統合教育

（統合教育の実施）

**第5条** 統合教育は、統合幕僚学校（以下「統幕学校」という。）の課程及び講習において実施するほか、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊において実施する幹部候補生及び幹部の課程（次項において「各幹部等の課程」という。）において実施する。

2 陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長（以下「各幕僚長」という。）は、統合幕僚長が陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の幹部自衛官に対し共通して実施する必要があると認めた統合教

育を各幹部等の課程において実施するための所要の措置をとるものとする。

(課程の設置等)

**第6条** 統幕学校に統合高級課程、統合短期課程、特別課程、国際平和協力上級課程及び国際平和協力中級課程を置く。

- 2 統合高級課程においては、上級部隊指揮官又は上級幕僚としての職務を遂行するに必要な自衛隊の統合運用に関する広範な知識及び技能を総合的に修得させる。
- 3 統合短期課程においては、上級部隊指揮官又は上級幕僚としての職務を遂行するに必要な自衛隊の統合運用に関する知識及び技能を修得させる。
- 4 特別課程においては、上級部隊指揮官又は上級幕僚としての職務を遂行するに必要な自衛隊の統合運用に関する特定の事項についての高度な知識を修得させる。
- 5 国際平和協力上級課程においては、国際平和協力活動等の職務に従事する上級部隊指揮官又は上級幕僚として必要な知識及び技能を修得させる。
- 6 国際平和協力中級課程においては、国際平和協力活動等の職務に従事する幕僚として必要な知識及び技能を修得させる。
- 7 各課程の期間及び主要教育事項は、別表のとおりとする。

(講習)

**第7条** 統幕学校の校長（以下「統幕学校長」という。）は、統合幕僚長の定めるところにより必要に応じ講習を実施することができる。

(課程の試行)

**第8条** 統合幕僚長は、第6条に定める課程のほか統幕学校に新たな課程を設置し、又は別表に掲げる課程の期間若しくは主要教育事項を変更する必要があると認める場合には、あらかじめ、防衛大臣の承認を得て、統幕学校長に対し新たな課程の設置又は課程の期間若しくは主要教育事項の変更を試行させることができる。

(統合教育の成果報告)

**第9条** 統合幕僚長は、統幕学校において当該年度に実施した統合教育について、当該年度終了後速やかに、その実施成果を防衛大臣に報告するものとする。

### 第3章 統合訓練

(統合訓練の区分)

**第10条** 統合訓練は、次の各号に掲げる統合演習、作戦別統合訓練、機能別統合訓練及びその他統合運用上必要とする訓練に区分するものとする。

- (1) 統合演習 自衛隊の全般的な対処構想に基づく部隊等、統合幕僚監部及び情報本部の統合運用について練成する訓練
- (2) 作戦別統合訓練 自衛隊の対処構想において想定される個々の状況（空地作戦、海空作戦等個々の作戦を含む。）における部隊等、統合幕僚監部及び情報本部の統合運用について練成する訓練
- (3) 機能別統合訓練 通信、情報等部隊等、統合幕僚監部及び情報本部の有する個々の機能の統合運用について練成する訓練
- (4) その他統合運用上必要とする訓練

(中期統合訓練計画等の作成)

**第11条** 統合幕僚長は、防衛大臣の定める方針に基づき、統合訓練の円滑な実施に資するため、中期統合訓練計画及び年度統合訓練計画を作成するものとする。

(中期統合訓練計画)

**第12条** 中期統合訓練計画は、原則としてその作成する年度の翌々年度以降5年間を対象に、統合訓練の区分ごとに、対象期間中に達成すべき目標、訓練の概要及び実施時期の見積り等を可能な限り明らかにし、年度統合訓練計画の作成等に資することを目的とする。

- 2 統合幕僚長は、中期統合訓練計画を原則として5年ごとに作成し、防衛大臣の承認を得るとともに、各幕僚長等に通知するものとする。
- 3 統合幕僚長は、中期統合訓練計画に修正を加える必要が生じた場合には、速やかに修正の上防衛大臣の承認を得るとともに、各幕僚長等に通知するものとする。

(年度統合訓練計画)

**第13条** 年度統合訓練計画は、中期統合訓練計画を参考にして、統合訓練の区分ごとに、その対象とする年度における統合訓練の概要並びにその実施に際して重視し、及び留意すべき事項等を明らかにし、当該年度における統合訓練の計画的かつ効率的実施に資することを目的とする。

- 2 統合幕僚長は、毎年度その対象となる年度の前年度中に年度統合訓練計画を作成し、防衛大臣の

承認を得るとともに、各幕僚長等に通知するものとする。

- 3 統合幕僚長は、年度統合訓練計画に修正を加える必要が生じた場合には、速やかに修正の上防衛大臣の承認を得るとともに、各幕僚長等に通知するものとする。

(統合演習の大綱)

**第14条** 統合演習については、防衛大臣がその都度大綱を定める。

(統合訓練の計画及び実施)

**第15条** 統合幕僚長は、年度統合訓練計画又は統合演習の大綱に基づき、防衛大臣の命により統合訓練を計画し、及び実施するものとする。

- 2 情報本部長は、年度統合訓練計画に基づき、防衛大臣の命により統合訓練を計画し、及び実施するものとする。

(統合訓練の検閲の目的)

**第15条の2** 統合訓練の検閲は、部隊等の訓練の成果を評価するとともに、その進歩向上を促すことを目的とする。

(統合訓練の検閲の実施)

**第15条の3** 統合訓練の検閲は、統合幕僚長又はその指定する者が、統合訓練の検閲実施の基準に基づき実施する。

- 2 前項の統合訓練の検閲実施の基準は、統合幕僚長が定める。

(統合訓練の成果報告)

**第16条** 防衛大臣により統合演習の統裁（統合訓練の準備及び実施に関し必要となる事項の立案及び実施部隊等に対する当該訓練実施上の統制等を行うことをいう。）を命じられた者は、演習終了後速やかに、その成果について、順序を経て、防衛大臣に報告するものとする。

- 2 作戦別統合訓練、機能別統合訓練及びその他統合運用上必要とする訓練を実施した部隊等の長又は情報本部長は、速やかにその成果について統合幕僚長に報告又は通知するものとする。

#### 第4章 雑則

(報告)

**第17条** 統合幕僚長は、毎年度終了後速やかに、当該年度に実施された統合訓練の成果を総括し、統合的見地から分析評価の上、その所見を付し、防衛大臣に報告するものとする。

(委任規定)

**第18条** この訓令の実施に関し必要な事項は、統合幕僚長が定める。

#### 附 則

- 1 この訓令は、昭和61年6月1日から施行する。
- 2 平成28年度統合訓練計画に係る第13条の規定の適用については、同項第2項中「作成し」の次に「、あらかじめ、防衛政策局長と協議の上」を加え、同条第3項中「修正の上」の次に「、あらかじめ、防衛政策局長と協議し、」を加える。
- 3 第12条第2項の規定は、平成元年度以降の年度を対象として作成する中期統合訓練構想から適用し、昭和62年度及び昭和63年度を対象とする年度統合訓練構想は、この訓令に規定する中期統合訓練構想を参考とすることなく作成することができる。
- 4 昭和61年度における統合訓練については、この訓令に規定する年度統合訓練構想に基づくことなく計画し、及び実施することができる。

附 則（平成元年3月4日庁訓第6号）（抄）

この訓令は、平成元年3月4日から施行する。

附 則（平成18年3月27日庁訓第42号）

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成20年3月25日省訓第12号）（抄）

この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成28年3月29日省訓第28号）（抄）

この訓令は、平成28年3月29日から施行する。

附 則（平成30年1月25日省訓第1号）  
この訓令は、平成30年1月25日から施行する。

**別表**（第6条関係）  
統幕学校の課程

課 程 名	期 間	主要教育事項
統合高級課程	約5月	防衛学、統合運用、総合研究
統合短期課程	約4週	防衛学、統合運用
特別課程	約4週	軍事情勢、統合運用
国際平和協力 上級課程	約3週	国際平和協力活動等における 部隊運用、指揮監督
国際平和協力 中級課程	約4週	国際平和協力活動等における 部隊運用、幕僚業務